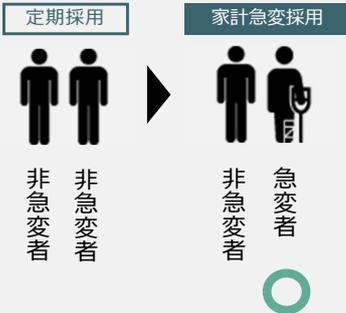
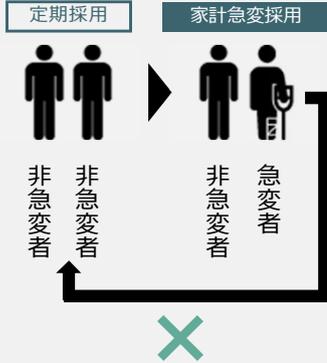
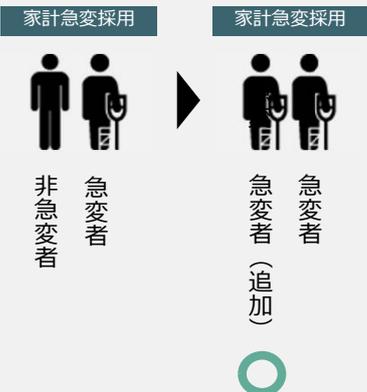


家計急変により 支援区分の変更を希望する給付奨学生の皆さんへ

すでに給付奨学金の支給を受けていても、家計を急変させる特定の事由が生じた場合は、所定の手続きにより、支援区分の変更を申請することができます。

1. 対象と留意点

ケース	対象	留意点
定期採用から 家計急変採用に 変更申請	<p>すでに定期採用により 給付奨学金の支給を受けていても、 予期できない事由により家計が急変した場 合は、家計急変採用の取扱いへと変更申請 することができます。</p> 	<p>家計急変採用の取扱いに変更した後は、 変更前の定期的な募集（進学前の予約採 用、在学中の春と秋の募集）による採用 者の取扱いに戻ることはできません。</p> 
さらなる 家計急変に申請	<p>すでに家計急変採用により 給付奨学金の支給を受けていても、 もう一方の生計維持者が、 予期できない事由により家計が急変した場 合は、家計急変者を追加申請することがで きます。</p> 	<p>さらなる家計急変が認められた場合、 これまでの支援区分見直しスケジュール はリセットされます。 新しいスケジュールに基づき、「家計急 変現況届」を提出することになります。</p> <p>※すでに家計急変者として扱われている 生計維持者に新たな家計急変事由が発生 した場合は、“さらなる家計急変”の対象 外です。</p> 

留意点

申請日は「家計急変による支援区分変更願」第一面に学校が記入する「申請日（学校受付日）」です。申請日の属する月が、家計急変採用による支援の支給開始月となります。

2. 「給付奨学金案内（別冊）家計急変採用」を確認

募集時期や家計急変の事由・支給対象者の要件などは、通常の家計急変採用と同じです。「給付奨学金案内（別冊）家計急変採用」（10ページ「**6** 申込みの流れ」は除く）を確認してください。



3. 申請方法

通常の家計急変採用とは異なり、所定の様式を提出します。

通常の家計急変採用の申請
スカラネットから申込み情報を入力
インターネットによるマイナンバーの提出
奨学金確認書兼地方税同意書の提出



- ・ 定期採用から家計急変採用に変更申請
- ・ さらなる家計急変に申請

所定様式を提出
「家計急変による支援区分変更願」

提出不要

提出不要

4. 申請手順

通常の家計急変採用と同様、**その事由が発生したときから原則として3か月以内に申請する必要があります**。なるべく早い時期に、在学期に相談し、申込資格や必要な書類、今後の手続きについて確認してください。

（1）所定様式を受け取り、必要書類を準備

在学期から専用様式「**家計急変による支援区分変更願**」を受け取り、学生本人が記入・自署をしてください。また、その他の必要書類（**家計急変事由に関する証明書類、家計急変者の収入証明書類**）を準備してください。

（2）申込書類を学校へ提出

指定された期限までに、上記（1）で準備した必要書類を在学期に提出してください。

注意！
提出不要

スカラネット入力下書き用紙、奨学金確認書兼地方税同意書
※提出不要の書類を誤って提出した場合であっても、書類の返却はできません。

（3）手続き完了

申請結果は、在学期を通じてお知らせします。